

(備考) 此買入償還の場合に於ては利子は之を外部より取得するといふ本来の意味に於ては素より生ずるものではないが若し其を理由として之を計算せぬこととするときは、其算入を基礎として割り出せる償還計畫を根柢より破壊することとなるから、實際に於ては社債利子の計算を行ふ限りに於ては、社債は其全部が依然として存続するものであると假定し、此全部に對して利子を算出すると共に償還済の部分に對する利子は別に之を收納せるものであるとして減債基金中に振り替ふるのである。即ち

(借)	社債利子	25,000.—	
(貸)	現金	25,000.—	
(借)	減債基金	2,500.—	
(貸)	減債基金利子	2,500.—	

なる仕譯に依りて

貸借對照表

(借方)		(貸方)	
現金	125,000.—	資本	1,000,000.—
減債基金	2,500.—	社債	450,000.—
其他の資産	1,400,000.—	損益	77,500.—
	1,527,500.—		1,527,500.—

とするのである。

次に第二法の下に在りても減債基金を預金又は有價證券となしたるときの處理法は第一法の下に於けると全く同一

であつて、従つて同じ仕譯を行ひ同じ變化を借方側に於ける「減債基金」なる科目の上に加ふれば宜しいのであるが、買入償還の場合に於ける處理法は第一法の下に於ける仕譯

(借)	社債	50,000.—	
(貸)	減債基金	50,000.—	
の外に			
(借)	減債積立金	50,000.—	
(貸)	任意積立金	50,000.—	

なる仕譯を加へ、因つて貸借對照表を

貸借對照表

(借方)		(貸方)	
現金	150,000.—	資本	1,000,000.—
其他の資産	1,400,000.—	社債	450,000.—
		任意積立金	50,000.—
		損益	50,000.—
			1,550,000.—
			1,550,000.—

の如くに變化せしむることを必要とするのである。蓋し此場合に於ては減債基金を以て社債券の買入償還を行ひ因つて社債金額をそれ丈け減少せしめたることを示す必要あるのみならず、更には減債積立金が該取引によりて其目的を果し、従つて今後は任意積立金の形にて之を保持し得ることを示さねばならぬからである。

減債基金を最後まで蓄積し行き、社債の償還期日到来したるとき一時に之を支出決済したる場合の處理法は第一法の下に於ては

(借)	社債	500,000.—	■
(貸)	減債基金	500,000.—	■

なる仕譯に依りて借方側に於ける減債基金と貸方側に於ける社債とを拭去し、第二法の下に於ては右の外に

(借)	減債積立金	500,000.—	■
(貸)	任意積立金	500,000.—	■

なる仕譯を行ひ減債積立金を任意積立金に振替ふる丈けのことであるから、而して其理由は前に既に述べたる所と少しも異らぬから、是は特に之を詳言するの必要を見ぬであらう。

第六章 積立金

積立金とは「萬一の場合に備ふる爲め純益中より控除せられたる金額」であつてディクソイ氏の定義に従へば「配當し得可き利益より控除せられ企業の財政上の地位を強固にする目的を以て留保せられたる金額なり」である。而して是等の定義は最も普通に行はるゝものゝ典型に外ならずといひ得るのであるが、併し積立金は純益の處分のみより生ずるものではなくして株式發行の際に生ずる割増金、社債發行の際に生ずる割増金、及び社債の買入償還に依つて得る利益金等よりも亦た生ずるものであるから、是等の場合も亦た考慮に加へて之を言明するとせば、其は「萬一の場合に備ふる目的を以て特に醸出せられたる追加資本金なり」とでもいふ可きであらう。が、併しながら積立金の普通の資源は眞に純益に外ならぬのであつて他は臨時例外の資源であるから、實際を主として之をいふとすれば、上述ディクソイ氏の定義する所にて差支なしといひ得るであらう。因つて以下に於ては此普通の定義に従ふであらうとして、さて、第一に注意す可きは積立金は「萬一の場合に備ふるが爲め純益中より控除したる金額」に外ならぬのであるから、此純益を發見するが爲めに之に先立ちて總益金中より既に生じたる損失又は費用の一端として控除せられ其支辨を見るまで留保し置かるゝ金額は、其外形は積立金と甚だ類似して居るが、其實質は斷じて積立金ではないといふことである。

即ち所謂減價消却準備金、貸倒準備金、投資物價格變動準備金等の如き一切の準備金と、積立金との間には性質上

區別すべきものがあつて、兩者は決して混同せられてはならぬものであるといふことである。而して此兩者區別の標準は

第一 一は將來に於て或は發生することある可き損失其他の危険に對して備へられ、他は過去に於て既に發生したりと思はるゝ損失又は費用に對して備へらる。

第二 一は純益の處分として之より控除せられ、他は純益の發見に先立ち寧ろ之に到達する手段として總益金中より控除せらる。

といふ二點に最も善く之を求め得るのであるが、實際に於ては積立金と稱して此所に所謂準備金を意味することあり、準備金と稱して此所に所謂積立金を意味することありといふ有様であるから、兩者の區別は貸借對照表面に於ては容易に之を見ることを得ずといはねばならぬのである。そこで前に掲げた我が財務諸表準則（六四、六五頁參照）は「準備金」なる語の代りに「引當金」なる語を創造し、是に依つて從來の混用を杜絶せんとしたのであるが、「引當」なる語は「心當」「目當」「抵當」といふが如き意味を有するから、是に依つて能く所期の目的を達し得るか否かは疑問であると思はるゝのである。故に吾々は更に一步を進めてハットフィールド氏と共に此所に謂ふ所の準備金なる種目に屬するものは總て之を關係資産勘定より差引く形となして之を表示することゝ爲すと共に、他方に於ては準備金なる語は全く之を省略に附し、因つて減價消却準備金は單に之を減價消却と稱し、貸倒準備金は單に貸倒控除額、投資物價格變動準備金は投資物件値下り額といふが如くに改稱するを以て最も明瞭を得る所以であると主張するものたるのである。蓋し然るときは準備金、積立金なる語の混用に依りて不必要なる混雜を惹起するの懼なきに至

るのみならず、本來差引かれて示さる可きものは總て差引かれて示さるゝことゝなるから、貸借對照表は更に一層簡單明瞭となると、斯ういひ得るからである。

積立金は其設置が法律に依りて強要せらるゝか否かに従つて法定積立金及び任意積立金の二つに區別せらるゝの常である。就中前者は改正商法第二百八十八條の規定に

「會社ハ其資本ノ四分ノ一ニ達スルマテハ毎決算ノ利益ノ二十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス。額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其額面ヲ超ユル金額ヨリ發行ノ爲メニ必要ナル費用ヲ控除シタル金額ハ前項ノ額ニ達スルマテ之ヲ準備金ニ組入ル、コトヲ要ス。」

とあるに基きて設定せらるゝもので、其目的は資本の缺損を填補するに在るのである。（改正商法第二百八十九條）積立金の他の種別たる任意積立金とは會社が法律の強制を俟たずして任意に設定したる諸種の積立金の總稱であつて、ハットフィールド氏に倣つて之をいへば大體次の如くに之を類別し得るのである。

- (1) 債權者に對する保證の増加を目的とするもの。
- (2) 固定資産又は其他の資本的資産の擴張を目的とするもの。
- (3) 非常の損失に基く資本の缺損填補を目的とするもの。
- (4) 各年度に於ける配當の平均を目的とするもの。

就中第一の債權者に對する保證の増加を目的とする積立金とは特に債權者の利益の爲めに積立てられたる金額の謂ひであつて、前章末に述べたる減債基金の如きは其適例たるのであるが、(3)の資本缺損填補積立金の如きも資本金が

債権者に對する公表の擔保であつて、従つて其保證が聽て債権者に對する保證たるの意味に於ては矢張り其一つたるを失はずといひ得るのである。而して又た同じ意味に於ては前述の法定（準備）積立金も此部類に屬すといひ得るのであつて、異なる所は一つは法律の強制に基き、他は會社の任意に基くといふ一點にあるのみであるとは讀者の既に察知せらるゝ所であらう。

次に第二の事業擴張積立金は純益の一部を積立て行きて、或は家屋の増設に資し、或は機械の増加に資して事業の規模を擴張せんとするものであつて、其名稱は各場合に應じて異るといふべきものであらう。

第三の資本缺損補積立金は必要なる其都度に説明を加へ來りたる所であるから此所には之を再説するの必要なしといひ得るであらう。

第四の配當平均積立金は毎年度に於ける利益配當を成る可く均一ならしめて大に變動する所なからしむる爲め、利益多き年度に其一部を積立て利益少き年度の配當を増補するものたるのである。

任意積立金を其設置せらるゝ目的に従つて類別すれば大體以上の如き種類を得るのであるが、併し是等の積立金は一度定められたる以上は必ず其目的に供用せらるゝといふものではなく、時と場合とに依りては一つの目的の爲めに設置せられたる積立金が他の目的の爲めに使用せらるゝことも亦たあり得るのである。而して此は素より望ましきことではないが、併し絶対に避け得られぬ數であるともいひ得るから、多くの企業に在りては初めより任意積立金を種別して之を保有せず、特別積立金、別途積立金、任意積立金等の名に於て總括して之を保有し、因つて機に臨み變に應じて自由に之を活用せんと欲するのである。而して然るときは積立金は法定積立金と任意積立金との二つとなるので

あるが、之が是非は經營學上に於て大に論ず可きことであらう。會計學上の見地よりしては、使途を明かにし置く方が株主をして多額の積立に賛成せしめ易き利便ある上に、株主よりいへば取締役等の專斷を多少共に防止し得ることとなるであらうから、雙方の理由よりして會計の整理上利する所一層多いであらうと、斯ういふの外はないのである。積立金は特定資産の形にて之を保有することを必要とするか否かといふ問題も亦た會計學上に於て大に論議せらるる所であるが、此は企業の種類と積立金の性質とに應じて適宜に決定せらる可きであつて、一概には其何れとも論斷し難きものであると斯ういはねばならぬものであらう。蓋し自己の企業が甚だしく投機的なるにも拘らず一切の積立金を之に投下するとすれば、其は乾坤一擲の大投機を試むるものであつて、一敗地に塗れば或は再起を期し得ぬであらうに、今豫備的資本たる積立金を斯の如く輕々に處理することを敢てせず確實なる有價證券の類にて之を保有するとすれば、斯の如き場合に於ても此を以て彼を補ひ、因つて其瘡痕を大ならしめずして従つて再起も亦た容易なりといふことになるであらうと思はるゝからである。各種積立金の性質の側より更に之をいへば、法定（準備）積立金の如き、將た又た資本缺損補積立金の如きは、最後に至つて之を必要とするものであるから敢て之を流通自在なる特定の資産にて所有するの必要なく、會社の一般資産中に之を保有し置けば夫れにて十分であるであらうが、例へば配當平均積立金の如きは何時にても即座に之を換價し得可き流動資産の形にて之を所有し居るのでなくては實際に其效用を發揮し得ぬから、是は確實なる有價證券の形にて之を所有することを必要とするであらうと思はるゝのである。但し社外投資は社内投資よりも薄利なるを常とするから社内投資が安全確實なる場合に於ては此必要も亦た無いのである。畢竟問題が經營上の便宜論に屬し會計學上の純理論に屬せぬから確然たる論斷は一般論的には之を爲し得ぬの

であつて、是は事柄の性質上洵に已むを得ぬ所たるのである。

却説以上は積立金が積立金として公然表示せられある場合に就て少しく其説明を試みたるものであるが、時としては此外に其存在を帳簿上に明示せずして謂はゞ暗々裡に積立金を設置することがある。秘密積立金と稱せらるゝもの即ち是れであつて

- (1) 資産の評価を故らに低くするか、若くは又た
- (2) 負債の表示を故らに過大ならしむるか、或は又た
- (3) 資産の購入に費したる支出を單なる費用として處理するか

の場合には必ず其發生を見るのである。畢竟公示す可きものを公示せざるより生ずるものであつて、其限りに於ては虚偽を敢てするものであるがディクシイ氏のいふ所に従へば、此慣習は株主が概して眞個に必要な積立金の設置にすら反對せんとする共通の弊風を有する點に其起源を見ると共に、他面に於ては積立金を設けて配當平均の用に供するときは、積立金が特に此目的に適せるにも拘らず、年々其金額が變動する毎に此は是れ企業が順路を辿りて健全なる發達を遂げつゝあらざるの證なりと解せられ、多少共に不信用を招く懼があるから、秘密裡に事を處して此非難を免れんとする一個の方便に由來すと言はねばならぬとのことであるから、其責めは株主と世間一般の公衆とに於て大方は之を負はねばならぬと斯ういふことゝなるのである。乍併虚偽に依りて世間の信用を繋ぐは正直に依りて之を博するの更に賢なるに如かずであるから、而して又た企業の財政状態を其が實際に在るよりもより悪く、株主の眼前に描き出すは或は偶ま彼の利益の一部分を毀損するの結果となるものであるから、徒らに一日の安きを偷みて其當然の

職責に勇ならざるは會社重役たるものの爲す可からざる所であつて、此點に於ては彼は終に其責めを免るゝことを得ずと斯う言はねばならぬのである。

終りに積立金を處分したる場合に於ける記帳法に就て一言を費すならば、損失填補積立金を以て實際に生ぜる損失を填補したるとき、及び配當平均積立金を實際に其目的に供用したるときは、夫れ〳〵の積立金勘定に之を借記すると共に、一の場合には損益勘定に貸記し、他の場合には損益勘定又は配當勘定へ貸記するのである。次に減債基金のことは既に述べたる所であるから是は之を省略に付すとして、事業擴張積立金を其目的に供用したるときは

(借)	家屋、機械又は其他の資産
(貸)	現金
(借)	事業擴張積立金
(貸)	任意積立金

なる仕譯に依りて、一方に於て現金なる資産が家屋、機械又は其他の資産に變りたることを表はすと共に、他方に於ては事業擴張積立金を任意積立金に振り替ふることを必要とするのである。而して其然る所以は、現金なる形にて積立てられたる事業擴張積立金が費消せられて家屋なる資産に代ると共に、夫れに依つて生じたる資産價格の増加も亦た自ら任意積立金の増加となると解せねばならぬのであると、斯う考へるならば自ら明白となるであらうと思ふ。

積立金に關聯して生ずるもう一つの問題は、多數の船舶又は工場を有する汽船會社又は事業會社が其船舶又は工場を損害保険に付する代りに、恰かも其保険料金に該當する金額を積立て自家保険の制度を實施したりとすれば、其積

立金額は之を此所に所謂積立金と見做して之を處理す可きであるか若くは又た前に謂ふ所の準備金と見做して之を處理す可きであるかといふ問題である。而して之に對する答は人によつて相違するのであるが、吾々の見る所を以てすれば、若し其損失が長き經驗の結果必至として見做され得可きものであるならば、而して又た年々積立てらるゝ金額が其見込に恰好に準ずるものであるならば、其は刻々に其實を現じつゝある危険に對して備ふるものに外ならぬから、是は洵にハットフィールド氏の指摘するが如く彼の減價消却又は貸倒控除額に準ずる性質を有するものとして取扱ひ、因つて準備金として處理することを適當とするものであるが、若し其損失が或は生ずることあるかも知れずと思はるゝ程度のものであつて、豫め之に備ふるは全く萬一の場合に於ける偶然に備ふるものに外ならぬならば、其は前の定義に従ひ純然たる積立金の性質を有するものに外ならぬから、當然積立金として之を處理す可きであると言はねばならぬのである。即ち問題は各の場合に於ける實際に徴して之に答ふることを必要とするものであつて架空には何とも論斷し得ぬものであると言はねばならぬのである。而して是れぞ又た實に吾々が此所謂積立金を斯く番外的に取扱ふ所以たるのである。

第七章 純益及び損益計算書

貸借對照表貸方の側に於ける最後の科目は純益であるが、其有無多寡の如何は總て損益勘定の下に於て計算整理せらるゝを常とするのである。故に以下に於ては損益勘定を中心として如何なる科目が其貸方に運ばれて利益として計算せられ、如何なる科目が其借方に運ばれて損失として計算せらるゝかを明かにするを實際に便利とするであらうとして、先づ第一に擧ぐることを必要とするは所謂資本的支出と収益的支出との區別であらう。蓋し前者は資産勘定の借方に運ばれて夫れだけ資産價格の増大を來すものとして取扱はるゝに反し、後者は損益勘定の借方に運ばれて單なる失費として處理せらるゝに過ぎぬからである。而も、兩者區別の標準はディクソイ氏に倣ひて「企業の設備を調達改善して其の收利力を惹起し増進せしむる支出は總て資本的支出であつて、爾餘の支出は總て収益的支出である」と言へば略ぼ之を得たりと稱して差支ないであらう。

損益の計算に必要な第二の事項は當期に屬す可き損益と然らざるものとの區別であつて、是を判然たらしめざる時は到底正確なる純益（若くは純損）を發見するを得ないのであるが、此問題は一部は價額論に於て、一部は減價消却論に於て、而して又た一部は繰延資産繰延負債の説明下に於て、既に述べたりたる所であるから、茲に再び之を反覆するの必要なきは勿論であらう。因つて是等の問題に關しては讀者が上記諸章を参照せらるゝを俟つの外なしとして、扱て次に斯の如くにして行ふ損益の計算と其處分とを一目瞭然たらしむる目的を以て作製せらるゝ損益計算書

(又は損益表 Statement of Profit & Loss) に就て一言を費すならば、其普通の形式は吾々の嘗て(四三頁に於て)示したるが如く、大體損益勘定を基礎として稍、之を詳細ならしめたるものに過ぎぬのであるが、斯くては損益が如何にして發生し、従つて如何なる點に於て之を制壓又は伸張し得可きかを明かにすることを得ぬから、未だ完璧を得ざるものと言はざるを得ぬのであつて、多くの會計學者は此點に於て更に一般の工夫あるを要すと爲すのである。彼のジョッキライル氏の如きは即ち其一人であつて、氏は此目的の爲めには普通の損益計算書を「賣買損益の部」「普通營業損益の部」「純損益の部」「損益處分の部」の四部分に分ちて之を示すを可とするであらうとして次の如くに説いて居るのである。即ち

「第一の賣買損益の部には、其貸方に純然たる商業割引と戻り品とを差引たる殘餘の總賣上高を示し、其借方には販賣に供せられたる商品の原價を、積取費は之を加へ代金に對して得たる純然たる商業割引は之を差引て示すものとす。借方には更に販賣と直接關係を有する一切の費用若くは商品賣上代金を減少せしむる例へば巡回販賣員の手數料、給料及び旅費、賣子の給料、賣上品の發送費、現金割引等の如き一切の費用を記入するものとす。蓋し是等の費用は總て賣上總額と大なる關係を有すればなり。而して此部の貸借差額は即ち總利益にして次の第二部に之を繰越すものとす。

第二の普通營業損益の部には其貸方に總利益と販賣に直接關係する所なき一切の所得、例へば企業に屬する世襲的財産の一部たる建物を賃貸して得る賃貸料、特許權使用料の形に於て生ずる収入の如きとを合せ掲げ、其借方には賣上と直接關係を有せずして、従つて賣上總額の増減と共に變動すること少き一切の固定費、例へば地代、税金及び高級事務員及び幹部の給料の如きを掲ぐ。此部の借方には更に貸倒金、委託金費消等の如きに因つて生ずる營業上の損失を記入す。此部の貸借差額は即ち普通の營業利益と看做し得るものにして總て第三部に繰越さるゝものとす。

第三の純損益の部には、其貸方に第二部より繰越されたる當期の普通營業利益を掲げ、次で更に投資物件より得たる収入、贏得したる利子、現金割引等資本と關係を有する諸種の所得を記入し、其借方には借入資本に對する利子の如き資本と關係を有する諸種の費用を記入するものとす。而して此部の貸借差額は即ち純損益たるものなれば是は之を第四部に繰越すものとす。

第四の純損益處分の部には其貸方に前期より繰越されたる繰越益金と第三部より繰越されたる當期純益金とを記載し、其借方には此益金が如何に處分せられたるかを記載す——即ち組合員の資本に對して附する利子の形に於てなるか、資本に割り當てられたる利潤分配の形に於てなるか、若くは又た特別なる目的の爲めに積立てられたる利益の形に於てなるかを記載するなり。若し企業が株式會社組織なるときは株式に對して支拂はれたる配當金は積立金となされたる金額と同様此部の借方に記入せられ、次期繰越金となされたる殘餘の金額は其儘繰越されて次期の純損益處分の部に現はさるゝものとす。」

而して同氏は次の如き表を附して之を例示して居るのである。

資本と関係を有する費用

借入金利息

純益(第四部へ繰越す)

純益處分

資本利息

配當金

積立金

繰越益金

普通営業利益(第二部より繰越す)

資本と関係を有する所得

投資物件収益

利子取得

現金割引

純益(第三部より繰越す)

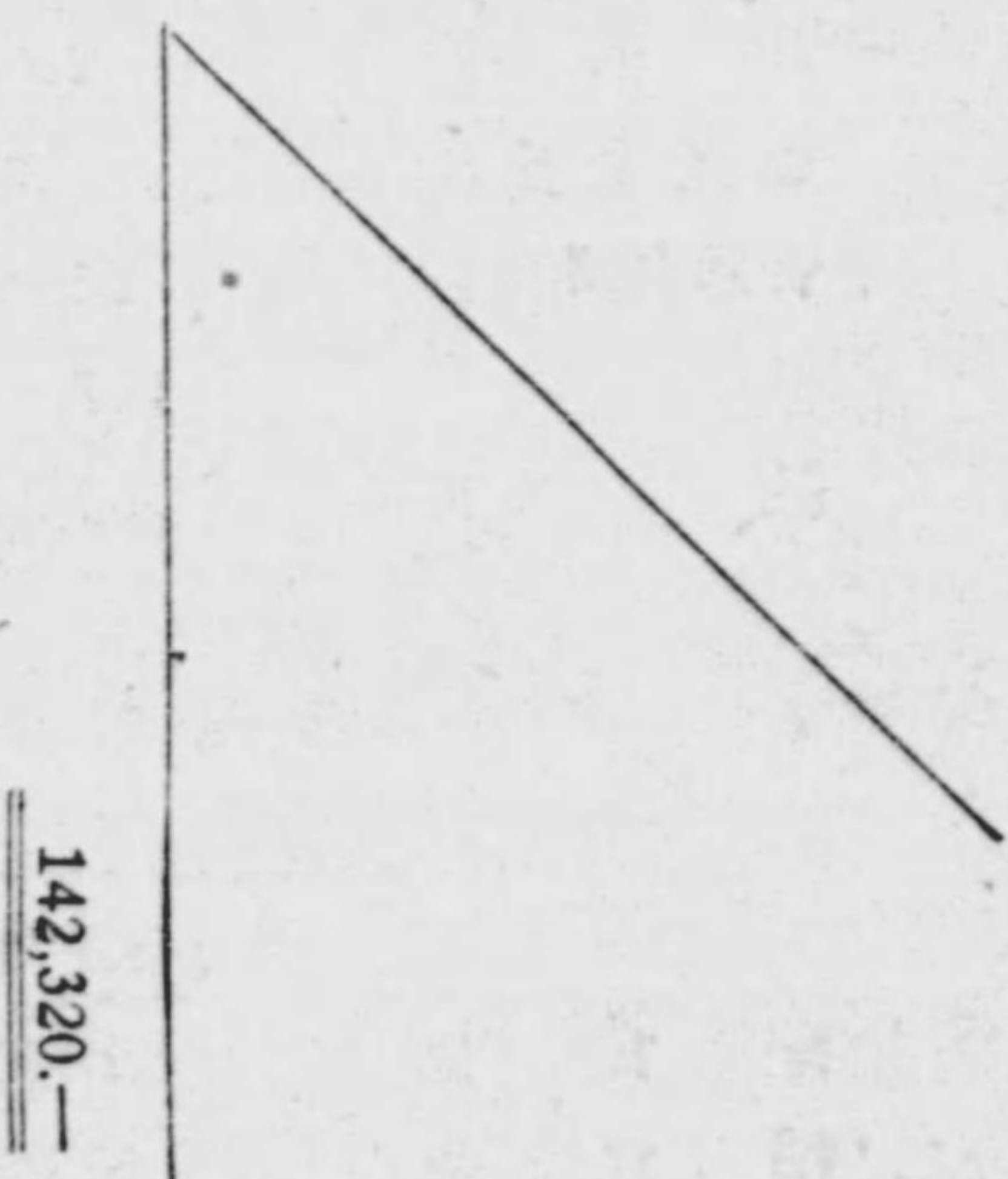
損 益 表	
支 出	收 入
<p>賣上商品原價 (積取費を加へ純然たる商業割引を控除す)</p> <p>賣上に直接關係する費用又は賣上代金を減少せしむる費用</p> <p>巡廻販賣人手數料、給料、旅費</p> <p>販賣員給料</p> <p>運搬人賃錢</p> <p>賣上品發送費</p> <p>現金割引</p> <p>總利益(第二部へ繰越す)</p>	<p>總賣上高 (純然たる割引を控除す)</p>
<p>固 定 費 (賣上と直接關係を有せずして従つて賣上高と共に變動せざるもの)</p> <p>地代、税金</p> <p>事務所維持費</p> <p>高級事務員及び幹部給料</p> <p>減價消却</p> <p>營業上の損失</p> <p>貸倒金</p> <p>委託金費消</p> <p>普通營業利益(第三部へ繰越す)</p>	<p>總利益(第一部より繰越す)</p> <p>賣上と直接關係を有せざる所得</p> <p>所有建物賃貸料</p> <p>特許權使用料</p>

却合併しながらライル氏の此提案が實際に如何許り便利なるかは之を普通の損益計算書と比較して見るのでなければ、恐らく十分に諒解するを得ぬ所であらう。そこで今同じ數字を取つて雙方の形に作成して見るとして、先づ第一に次の如き普通の損益計算書は必ずしも其悪しきものとは言ひ得ぬであらう。

損益表

損		益	
減價消却	9,000.—	總	利息
事務所維持費	1,200.—	商品	賣上高
賣上品現金割引	3,500.—	仕入高	520,000.—
賣上品發送費	2,000.—	仕入品現金割引	130,000.—
貸倒金	2,500.—	所有建物貸料	3,120.—
巡廻販賣人手數料	4,500.—	特許權使用料	3,000.—
同上旅費	1,000.—	投資物件收益	2,500.—
地代及税金	3,000.—	投資利益	2,100.—
委託金	500.—	貸付金	1,600.—
高級事務員及幹部給料	38,000.—		

巡廻販賣人給料	2,400.—
販賣員給料	5,000.—
純益	
配當金	50,000.—
積立金	12,000.—
繰越益金	7,720.—
	69,720.—
	142,320.—



而も是に依るときは六萬九千七百二十圓の純益ありたることを知り得るも、賣買に依る純損益其他は其儘にては必ずしも一見明瞭とは言ひ得ぬであらう。然るにライル氏の提案に従ふときは、是等の關係は二〇六頁に示す如く次第を爲して現はるゝから、極めて明瞭となるのである。

而して然るときは我財務諸表準則が其呈示する損益計算書に於て此區分計算の方式を採用し其普及を希望するは素より當然の數であると知り得るであらう。而も其詳細は二〇七頁乃至二一八頁に示すが如くであるから、讀者は是を熟讀することに依りて十分に其益を享けんと努めらるべきであらう。

第四號表

第〇〇期 自昭和〇年〇月〇〇日 損益計算表
至昭和〇年〇月〇〇日

〇〇工業株式會社
製造原價計算

第七章 純益及び損益計算書

損 失	金 額	利 益	金 額
仕掛品繰越高	415,000 00	製 品 原 價	5,521,000 00
原料消費	3,621,000 00	副 製 品 原 價	421,000 00
工 別 費	1,224,000 00	仕 掛 品 現 在 高	580,000 00
特別掛	328,000 00		
(内減價消却 314,000)	934,000 00		
	6,522,000 00		6,522,000 00

賣上損益計算

製品及副製品繰越高	3,231,000 00	製品及副製品賣上高	9,130,000 00
製品及副製品原價	5,942,000 00	製品及副製品現在高	1,661,000 00
販 賣 費	256,000 00		
小 計	9,429,000 00		
	[1,362,400 00]		
[賣上利益]	10,791,400 00		10,791,000 00

營業損益計算

營業費	237,000 00	賣上利息	1,362,400 00
納稅引當損	18,400 00	受入利息	23,600 00
從業員退職給與引當損	112,000 00	株式配當	31,000 00
支拂利息及割引料	176,000 00	雜 金	3,000 00
社債差金及發行費消却	10,000 00		
貸倒償却	24,500 00		
小 計	577,900 00		
[營業利益]	[842,100 00]		1,420,000 00
	1,420,000 00		

純損益計算

原料評價損	164,800 00	營業利益	842,100 00
有價證券評價損	15,000 00	有價證券賣却益	30,000 00
固定資産評價損	32,000 00		
固定資産賣却損	36,700 00		
小 計	248,500 00		
[當期純利益]	[623,600 00]		872,100 00
	872,100 00		

純損益處分計算

法定積立金	31,500 00	當期利益金	623,600 00
別途積立金	240,000 00	前期繰越利益金	86,900 00
株主配當金	300,000 00		
(年壹割の割)			
役員賞與金	43,000 00		
小 計	614,500 00		
後期繰越利益金	96,000 00		
	710,500 00		710,500 00

二〇七

損 益 表

損 失	利 益
商品原價	商品賣上高
520,000.—	650,000.—
巡廻手數料	
販賣人 4,500.—	
“ “ 給料	
2,400.—	
“ “ 旅費	
1,000.—	
販賣員給料	
5,000.—	
賣上品發送費	
2,000.—	
“ “	
3,500.—	
總 利 益	111,600.—
	650,000.—
地代及税金	總 利 益
3,000.—	111,600.—
事務所維持費	所有建物賃貸料
1,200.—	3,000.—
高級事務員及幹部給料	特許權使用料
38,000.—	2,500.—
減價消却	
9,000.—	
貸倒金	
2,500.—	
委託金費消	
500.—	
普通營業利益	
62,900.—	
	117,100.—
純 益	69,720.—
	普通營業利益
	62,900.—
	投資物件收益
	2,100.—
	貸付金利息
	1,600.—
	仕入品現金割引
	3,120.—
	69,720.—
配 當 金	純 益
50,000.—	69,720.—
積 立 金	
12,000.—	
繰 越 益 金	
7,720.—	
	69,720.—

第七章 純益及び損益計算書

二〇六

第五號表 第〇〇期 自昭和〇年〇月〇〇日 損益計算表
至昭和〇年〇月〇〇日

〇〇商業株式會社
賣上損益計算

損 失	金 額	利 益	金 額
商品及積送品繰越高 仕販 入 賣 高 費	892,100 00 1,755,900 00 102,900 00	商品及積送品賣上高 商品及積送品現在高	2,069,800 00 802,400 00
小 計 〔賣上利益〕	2,750,900 00 121,300 00 2,872,200 00		2,872,200 00

營業損益計算

營業費損 納稅引當引當損	951,600 00 123,600 00 25,400 00	賣上利益 受入手數料	1,213,000 00 46,000 00
從業員退職給與引當 貸倒債却料損	47,800 00 83,600 00	受入利息及割引料 有價証券利息及配當金	23,000 00 37,500 00
支拂利息及割引料 雜	37,700 00	雜 益	6,500 00
小 計 〔營業利益〕	1,269,700 00 56,300 00 1,326,000 00		1,326,000 00

純損益計算

創業費償却 營業權償却損	5,000 00 15,000 00	營業利 償却債權取立益	56,300 00 3,000 00
有價証券償却損 建物商品火災損失	56,000 00 76,000 00	有價証券償還益 小 計 〔當期純損失〕	2,700 00 62,000 00 90,000 00
	152,000 00		152,000 00

純損益處分計算

當期損失金	90,000 00	前期繰越利益金	97,500 00
後期繰越利益金	7,500 00		
	97,500 00		97,500 00

損益計算書

第一總 說

- 一、本準則に定むる損益計算書は株式會社が決算に際して作成すべき損益計算書に付之を定む。株式會社以外のものも亦本準則に準據すべし。
 - 二、附屬雜形は工業（第四號表）と商業（第五表）とに付其の様式を示す。其の他の事業に在りても之に準じて作成すべし。但し損益計算書に付法令に特別の規定ある事業に付ては此の限に在らず。
 - 三、損益計算書は業種と規模とに依り、著しく其の内容及精粗の程度を異にするを以て、其の様式は適宜之を變更することを得。但し其の作成法は本準則の趣旨に従ふべし。
 - 四、損益計算書は損益發生の原因に依り、之を左の如く數個の區分に分割して示すべし。但し計算簡單なるものは、其の明瞭性を害せざる限り、區分を併合し又は全く區分を設けざることを得。
- (イ) 工業に於ける區分

第一區分 製造原價計算

第二區分 賣上損益計算

第三區分 營業損益計算

第四區分 純損益計算

第七章 純益及び損益計算書

(ロ) 商業に於ける區分

- 第一區分 賣上損益計算
- 第二區分 營業損益計算
- 第三區分 純損益計算

二種以上の事業を営み又は副業を営む場合に於ては、各業の損益計算に付前記に準ずる區分を設くるを可とす。

以上の區分は工業及商業に於ける一般的標準を示したるものにして、事業の性質と複雑性とに應じ更に多數の區分を設くるを可とする場合あるべし。

五、純損益處分計算は損益計算書の外なりと雖も便宜上附屬雛形の一部として其の様式を示す。

第二形式

六、損益計算書には「損益計算書」なる標題。當該營業期間を示す日附及社名を記載すべし。更に第何期と附記するを可とす。

七、損益計算書は横書とし、アラビア數字を用ひ、摘要欄及金額欄を左右二欄に分ち、左側に損失の科目を、右側に利益の科目を掲ぐるを原則とす。但し縦書、日本數字を用ひて上段、下段又は前部、後部に分ちたる場合に於ては、從來の慣例に隨ひ上段又は前部に利益の科目を、下段又は後部に損失の科目を記載することをを得。

八、綜合科目と内譯科目とを列記する場合に於て、金額欄に内譯欄を附設せざるときは、兩者を區別する爲め別種の字體又は別色を以て記載すべし。

第三 製造原價計算

九、製造原價計算は當該期間に於て完成せる製品の原價を計算表示する區分にして、工業の損益計算書の第一區分を爲すものとす。

一〇、個別原價計算法を採用する工業に於ては、製造原價計算は上記の内容を有す。

一一、「原料消費高」は當該期間に於て製造の爲め直接消費したる原料費の總額にして、其の價額は仕入代價の外運賃其の他の仕入諸費を含むものとす。但し原價計算上別に定めたる價額あるときは、其の價額に依ることを得。

主要なる原料は品目別に之を示すを可とす。原料の轉賣額は「原料消費高」に加へず、其の賣上損益は營業損益計算の區分第三區分に之を計上す。但し原料を轉賣すること多き工業に在りては、賣上損益計算の區分(第二區分)に其賣上高と賣上原料原價とを示すを可とす。

一二、「工賃」とは製造作業に直接從事する者の賃銀を謂ふ。間接勞働に從事する者の賃銀は之を「割掛費」とす。

仕掛品繰越高	415,000.00	製品原價	5,521,000.00
原料消費高	3,621,000.00	副製品原價	421,000.00
工賃	1,224,000.00	仕掛品現在高	580,000.00
特別費	328,000.00		
割掛費	934,000.00		
	6,522,000.00		6,522,000.00

「原料消費高」は下の如く分ちて之を示すことを得。

原料繰越高	1,251,000.00	原料現在高	1,152,000.00
原料當期仕入高	3,521,800.00		

(甲 式)

商品及積送品繰越高	892,100.00	商品及積送品賣上高	2,069,800.00
仕入高	1,755,900.00	商品及積送品現在高	802,400.00
販賣高	102,900.00		
計	2,750,900.00		
賣上利益	121,300.00		
	2,872,200.00		2,872,200.00

「積送品」は商品と區分して之を計上することを得。

(乙 式)

賣上品原價	1,948,500.00	賣上高	2,069,800.00
賣上利益	121,300.00		
	2,069,800.00		2,069,800.00

を計算表示する區分にして工業の損益計算書の第一區分、商業の損益計算書の第一區分を爲すものとす。

二一、商業に於ける賣上損益計算の様式は、上記の甲式又は乙式に依る。

二二、「仕入高」及「賣上品原價」は商品の仕入代價の外に仕入諸掛、手入費等の仕入諸費を含む。仕入諸費は之を一括し又は適當に分類せる細目を以て、仕入高（又は賣上品原價）より分割し、之と並記して示すことを得。

二三、販賣員口錢、販賣員給料、旅費、廣告費、廣告宣傳費償却、荷造費、發送運賃、保険料、倉敷料、値引、割戻等の販賣費は之を一括して「販賣費」なる科目を以て又は各細目を以て別に示すべきものとす。但し前に掲ぐる二一の乙式に在りては、之を「賣上品原價」に加算することを得。

販賣費と營業費との區別明瞭ならざるものは、營業損益計算の區分に之を計上することを得。

値引又は割戻は場合に依り「賣上高」より之を控除することを得。

二四、棚卸に原因する損益は別科目を以て之を示すを可とす。但し其の屬する區分は左の例に依る。

(イ) 評價損益は臨時損益として純損益計算區分に屬す。

(ロ) 保管中に生じたる物質的減損は賣上損益計算の區分に屬す。

(ハ) 見積賣上原價と實算原價との差額は營業損益計算區分に屬す。

二五、「賣上高」に付ては確定したる賣上高のみを計上すべし。試賣、返品契約等の條件附賣上にして確定するに至らざるものは、「賣上高」に之を計上することを得ず。

積送品に付ても賣上済の分のみを「賣上高」に計上し、賣上未済の分は前項に準じて之を處理すべし。

本支店間又は部門間の商品振替高は、之を「仕入高」及「賣上高」に加算することを得ず。

二六、工業に於ける賣上損益計算は左の様式に依る。

(二六の様式)

製品及副製品繰越高	3,231,000.00	製品及副製品賣上高	9,130,000.00
製品及副製品原價	5,942,000.00	製品及副製品現在高	1,661,000.00
販賣費	256,000.00		
計	9,429,000.00		
賣上利益	1,362,400.00		
	10,791,400.00		10,791,000.00

(二七の様式)

原	料	××××	製	品	××××
工	賃	××××	賣	上	
割	費	××××	高		
販	費	××××			
	掛	××××			
	賣	××××			
	計	××××			
賣	上	△△△△			
	利				〇〇〇〇
	益				〇〇〇〇

「繰越高」「原價」「賣上高」及「現在高」を製品と副製品とに区分して計上するも可なり。

二七、注文製造又は請負作業のみを行ふ工業に在りては、製造原價計算の区分と賣上損益計算の区分とを併合し、上記の如き様式を以て之を示すことを得。

第五 營業損益計算

二八、營業損益計算は賣上損益計算の結果を承け、製品又は商品の賣買に直接關係なき經常の損益を計上し、以て營業損益を計算表示する区分にして、工業の損益計算書の第三區分、商業の損益計算書の第二區分を爲すものとす。

二九、營業損益計算に屬する損益の科目を例示せば左の如し。

損失科目

- (イ) 營業費 (又は總掛費)
- (ロ) 棚卸差損
- (ハ) 貸倒償却
- (ニ) 納税引當損
- (ホ) 従業員退職給與引當損
- (ヘ) 社債差金及發行費償却
- (ト) 支拂利息及割引料
- (チ) 雜損

利益科目

(イ) 賣上利益 (賣上損益計算に於て損失を示す場合に於ては損失の側の最初に「賣上損失」として掲ぐ)

(ロ) 受入手數料

(ハ) 受入利息及割引料

(ニ) 有價證券利息及配當金 (其の他の投資利益)

(ホ) 雜益

經常の損益に屬する前記以外の科目は此の區分に計上すべし。

三〇、「營業費」又は「總掛費」に付ては給料、旅費、交際費、諸税、固定資産減價償却の如き内譯の細目を併せ示すを可とす。

三一、商品、原料及製品の棚卸差損益にして製造原價計算又は賣上損益計算に計上せざるものは、此の區分に於て示すべし。但し臨時の評價損は純損益計算の區分に之を計上することを可とす。

三二、固定資産の減價償却に付ては、製造に關するものは製造原價計算の區分に之を計上し、一般營業に關するものは「營業費」の一部として此の區分の損失に之を計上す。但し營業權の償却及固定資産の臨時償却の如きは、純損益計算の區分に之を示すべきものとす。

三三、補助又は副營業に付特殊の部門を設けたるときは、附屬雛形に準ずる損益計算書を別に添附し、其の部門の純損益を此の區分に計上するを可とす。

第六 純損益計算

三四、純損益計算は營業損益計算の結果を承け、營業に直接關係せざる損益及臨時に發生せる損益を計上し、以て當該期間の純損益を計算表示する區分にして、工業の損益計算書に於ける第四區分、商業の損益計算書に於ける第三區分を爲すものとす。

三五、純損益計算に屬する損益の科目を例示せば左の如し。

損失科目

- (イ) 有價證券賣却損
- (ロ) 原料(又は商品)評價損
- (ハ) 固定資産賣却損
- (ニ) 固定資産評價損
- (ホ) 創業費償却
- (ヘ) 營業權償却
- (ト) 火災、震災其の他の偶發損失。

利益科目

- (イ) 營業損益(營業損益計算に於て損失を示す場合に於ては損失の側の最初に「營業損失」の科目を掲ぐ)
 - (ロ) 償却債權取立益
 - (ハ) 有價證券賣却益
 - (ニ) 有價證券償還益
 - (ホ) 固定資産賣却益
- 三六、特定の目的を有する引當金又は積立金を其の目的の爲め支出し、損益計算書に之を掲ぐる場合には此の計算區分に於て其の支出を損失と爲し、引當金又は積立金戻入を利益として計上すべし。

第七 純損益處分計算

三七、當期利益金は純損益處分計算に於て、前期繰越利益金に合算し、之を「積立金」「株主配當金」「役員賞與金」「後期繰越利益金」等に處分すべし。當期利益金が前期繰越損失金より少なるときは、其の差額を「後期繰越損失金」として示すべし。

三八、當期損失金は純損益處分計算に於て、前期繰越利益金又は積立金戻入を以て之を補填すべし。前期繰越損失金が存するときは、當期損失金を之に合算し「後期繰越損失金」として示すべし。

(田中製本)

昭和十六年四月一七日 印刷
昭和十六年四月二一日 發行

慶應義塾 經濟學 30
大學講座 第三四配本ノ一
會計學

版權	所有
----	----

發行所	東京市芝區 三田二丁目一番地
發行者	慶應出版社 東京市芝區三田二丁目一番地
編輯者	新關庄藏
印刷者	精興社印刷 東京市神田區錦町三丁目十一番地
印刷者	白井赫太郎

發行所

東京市芝區
三田二丁目一番地

慶應出版社

電話三田(45)二七九一番
振替東京一五八一八〇番

大慶應義塾
經濟學

內容總目

(配本濟ノ分ハ
太字ニテ示ス)

毎月一回二冊宛配本

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
財政	財政	西洋經濟史	日本經濟史	一般經濟史	社會思想史	日本經濟思想	動態經濟學	經濟學體系論	經濟學	經濟學	經濟原論
永田清	永田清	高村象平	野村兼太郎	高村象平	加田哲二	野村兼太郎	武村忠雄	武村忠雄	高橋誠一郎	高橋誠一郎	高橋誠一郎
24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
植民政	勞働者政	社會政	交通政	商業政	工業政	農業政	經濟政	社會政	經濟統計	統計	都市經濟論
山本登	藤林敬三	奧井復太郎	增井幸雄	岩田似	國策乾治	小池基之	氣賀健三	加田哲二	寺尾琢磨	寺尾琢磨	奧井復太郎
36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25
統制經濟	商	民	經濟心理學	經濟地理	經營分析	會計	經營經濟學	保險	景氣變動論	國際金融及外國爲替	金融論
峯村光郎	西本辰之助	小池隆一	藤林敬三	小島榮次	三邊金藏	三邊金藏	小高泰雄	園學乾治	小高泰雄	金原賢之助	金原賢之助

768
171

